

子どもの権利擁護



日 程 **令和7年10月3日（金）【1日間】**
9時から17時まで（途中昼休憩あり）

対 象

- 1 児童相談所、こども家庭センター等の職員
- 2 子ども家庭福祉行政に携わる職員 **【定員 80 名程度】**

場 所 特別区職員研修所（東京区政会館別館）（千代田区九段北1-1-4）

子どもの権利擁護は、児童福祉行政に携わるすべての職員にとって根本におくべき理念です。令和6年4月の改正児童福祉法により、一時保護や施設入所をはじめとした措置等の決定時において子どもの意見聴取等を行うこととなりました。近年、アドボケイトや意見表明支援員などの子どもの意見表明権の保障に向けた活動により一層の注目が集まっています。

子どもが自分の考えをまとめて表明するプロセスには、児童相談所だけではなく、地域の支援者の関わりも含まれています。今回の研修では、子どもの権利擁護の基本理念とともに身近な支援者にも理解してほしい子どもの声の聴き方、関わり方等の実践について学び、子どもの権利擁護について理解を深めます。

カリキュラム

10月	時 間	教科目・講師
3日 (金)	9:00 ～ 13:00	○子どもの権利擁護・意見表明について～国際的な観点から～ 日本弁護士連合会やNGOでの活動を通して、子どもの人権、女性の人権、外国人の人権問題に積極的に取り組み、日本人初の国連子どもの権利委員会委員を務めるなど、この分野において第一線で活動されている講師にご登壇いただきます。 子どもの意見を聴くとはどういうことか。また、国際的な観点から見た日本における子どもの権利をめぐる動きや現状、他国の取組等についてご講義いただきます。 《講師》 大谷 美紀子 氏 大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士／ 国際連合「子どもの権利委員会」元委員 2017年～2025年、2021年～2023年同委員長
	14:00 ～ 17:00	○若者とともに考える意見表明～社会的養護の体験等から～ 弁護士・ソーシャルワーカーとしての知見を持つ講師と、社会的養護を経験した当事者の方（ファシリテーター）にご登壇いただき、経験談等を伺います。ファシリテーターを中心にグループワークや意見交換を行い、行政としての対応や支援について考えます。 また、子どもの意見聴取等措置が導入される中で、本来の子どもの声の聴き方や、関わり方等について考えます。 《講師》 区職員 葛飾区児童相談所 児童相談課 法務担当課長／ ちば子ども若者ネットワーク 発起人／一般社団法人 Void 代表／ 弁護士／社会福祉士／精神保健福祉士
計		1日間（7時間） ※途中昼休憩等有り